

平成28年9月2日

簡易ガス事業の許可について

九州経済産業局及び九州産業保安監督部から、筑液化ガス販売協同組合（法人番号 9290005007813）による簡易ガス事業の許可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準Ⅰ．第1 1．（1 1）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙の通り九州経済産業局長及び九州産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

(別紙)

経済産業省

官 印 省 略
20160829九州第28号
平成28年9月2日

九州経済産業局長 殿

九州産業保安監督部長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

簡易ガス事業の許可について（回答）

平成28年8月29日付け、20160819九州第28号、20160819九産保第15号により貴職から当委員会に意見を求められた簡易ガス事業の許可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該簡易ガス事業の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）I. 第1 1. (11) ⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められました。